

## 民事司法制度の意義を求めて

高橋 脩 一（専修大学法学部准教授）

### はじめに

2019年4月に専修大学法学部に赴任して、はや半年以上が経とうとしている。大学の雰囲気にも少しずつであるが慣れてきた（と筆者自身は感じている）ときに、伝統ある専修大学法学研究所のニューカマーとして、「研究者としての自己紹介」をするよう依頼され本稿を執筆している。

専修大学で英米法を講ずるポストに就くことは、大変に光栄なことである。それは本学の成り立ちを考えれば当然のことであろう。創立者である相馬永胤・田尻稻次郎・目賀田種太郎・駒井重格という4人は、コロンビア、エール、ハーバード、ラトガースといった大学に留学をしていたのであり、米国で法律学などを学んできたのである。その成果を還元しようと、我が国で初めて法律学を日本語で学べる高等教育機関として創立され、五大法律学校の1つとも称されたのが本学である（本学ホームページより）。

したがって、そのような創立の経緯を考えれば、本学にとって「英米法」はまさに「一丁目一番地」といっても過言ではないだろう。そのようなポジションで英米法研究を行えることは、研究者としてこの上ない榮譽であるとともに、畏怖の念も禁じ得ない。果たして私はこのポストに見合った研究をしてきたのか、そして今後もこのポストにふさわしい研究をしていくことができるのだろうか。

そのような不安を抱えながらも、本稿では「研究者としての自己紹介」として、これまでの自らの研究内容を振り返りその怠惰を反省するとともに、力不足ではあるが、この榮譽あるポジションにある者として、今後研究をどのように進めていくのか、自分を鼓舞する意味でもまとめていきたいと思う。

## I. これまでの研究：5つの分野

これまで筆者はどのような研究を行ってきたのか。実は自分自身でも、「これ」というものをあげるのには難しいように感じている。ただそのときの興味関心に従って研究してきたのであり、「これが私の看板です」といったものを1つあげるのには困難を感じるからである。自分のことは自分自身が一番わかっていないのかもしれない。

しかし、そうはいつでも、何か「核」となるような関心はあったのではないだろうか。そういった一抹の期待から、ここではこれまで自らが一体どのような研究をしてきたのか改めて振り返るために、数が少なく恥ずかしいけれども、これまでの業績を並べることから考えてみたい。すると、これまでの研究は、大きく5つの分野に分類することができるのではないかとと思われるのである。

### 1. 民事訴訟手続

これまでに筆者が公表した論文は数少ないが、その中でも一番大きな部分を占めているのは、なんとと言っても、博士論文に加筆修正して法学協会雑誌に8回連載を行った『『実体』法の実現における『手続』の役割—アメリカ連邦裁判所の民事手続制定過程を巡る議論から(一)～(八・完)』(法学協会雑誌132巻3号375-484頁, 4号605-663頁, 5号842-898頁, 6号1046-1105頁, 7号1219-1291頁, 8号1463-1510頁, 9号1732-1782頁, 10号1896-1928頁(2015年))である。アメリカ合衆国の第一審裁判所で使われる民事訴訟手続(連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)と呼ばれ、我が国でいえば民事訴訟法にあたる)は、1934年に合衆国議会で制定された授権法(Rules Enabling Act)に基づき、議会自らではなく合衆国最高裁判所を頂点とした司法部によって策定されている。この枠組みを起点として、連邦議会と連邦司法部という対立軸を考察の視点に据え、アメリカにおける民事訴訟手続およびその制定の意義に関する彼の国の認識について検討を行ったのが、当該博士論文であった。ここでの分析からは、アメリカにおいて、民事訴訟手続は単に技術的な問題として重要なのではなく、実体的な価値の問題として重要だと考えられていることが浮き彫りになった。民事訴訟手続は実体法の実現状況に不可避免的に影響を与えることにより、社会のあり方をも形作るものと認識されているのである。それだけでなく、アメリカでは、民事訴訟手続のあり方は、如何に実体的な規制法を実現していくかという点にも影響を与えるものであり、それ

をどのように形成するのかは、ひいては国家の統治のあり方さえも決定づけてしまうと考えられているのである。こうしたアメリカの認識は、我が国の民事訴訟制度を分析する上でも、1つの「ものさし」を提供するものと思われる（しかし、その「ものさし」を使った日本民事訴訟制度の検討は、今後の課題として残したままとなっている。）。

なお、この論文は8回連載と長文になってしまった。そこで、その核となる部分について、2017年に近畿大学で開催された日米法学会の総会にて口頭による報告を行い、その後同学会の学会誌である『アメリカ法』に、要点をまとめたいわば「縮約版」の掲載を行っている（[2018-1] アメリカ法 1-23頁）。

また、順番は前後するが、最初に法学雑誌に掲載した論文となる「証券詐欺規制を動かすクラス・アクション——実体法理と民事手続の「相互作用」」（立教法学第90号 162-188頁（2014年））は、アメリカにおける証券詐欺（securities fraud）という民事実体法が、クラス・アクションやディスカヴァリといった米国に特有の民事訴訟手続と相互に作用しながら展開してきた点を論じるものであった。民事訴訟手続のあり方が実体的な規制法に影響を与えるという上記博士論文のテーマを中心にしながらも、証券詐欺という特定の実体法の文脈でそれがどのような意味を持つのか具体的に提示した本論考は、いわば博士論文の「スピノフ」といった位置づけである。

さらに、民事訴訟手続については、民事訴訟に対する第三者の関与に関して現在研究を行っている。すでにその一部を口頭で報告しているが（“Assignment of Tort Claims and the Purpose of Litigation on Torts”, 5th Tokyo-Cambridge Law and Humanities Seminar 2018, University of Cambridge, UK (2018)), 今後は論文の形にまとめ公表していきたいと考えている。

## 2. 司法権の役割

そして近時は、合衆国憲法の分析を中心に、司法権の役割についても検討を行っている。カリフォルニア大学バークレー校のロースクール長で、憲法分野で有名な Erwin Chemerinsky 教授の著書の書評を皮切りに（「Erwin Chemerinsky, Closing the Courthouse Door—How Your Constitutional Rights Became Unenforceable (Yale University Press, 2017, 262+xi pp.)」国家学会雑誌 130 巻第 11・12 号 895-897 頁（2017年））、まもなく刊行予定の『アメリカの憲法訴訟手続』（成文堂）では、合衆国の司法判断適合性の要となっている当事者適格（standing）について執筆している。この論考は、アメリカの当事者適格がどのような歴史的展開をたどり、現在どのような機能を果たすようにな

っているのか、その背後にある考え方につき分析を行っている。その分析から浮かび上がってきたのは、政府の法違反行為はどのように矯正されるべきなのかという問題に対し、アメリカ的三権分立のもと、それぞれの部門がせめぎ合いながら、その中で司法部の役割とともに各部門の役割の限界をも画そうと格闘する裁判所の姿であった。同国における当事者適格法理は、判例法というダイナミズムのもとに形成された、極めてアメリカ的法理である点が見えてきたのであった。

### 3. 懲罰的賠償制度の意義（不法行為制度の目的）

近年、以前より親交のあった熊本大学法学部の森大輔・池田康弘両准教授と共同で、懲罰的損害賠償制度に関する実証的な研究も進めてきた（①森大輔・高橋脩一・池田康弘「不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究：アンケート調査の統計分析」熊本法学139巻190-109頁（2017年）、②Mori, D., Takahashi, S. & Ikeda, Y., Compensation, punishment, and deterrence: a survey on the purpose of tort damages in the case of a defective car accident in Japan, 1(2) Asia-Pacific Journal of Reginal Science 589-624 (2017)）。

これらの研究では、日本において一般の人々が、懲罰的損害賠償に対してどのような考え（または感覚）を持っているのかにつき、シナリオ実験の手法を使って明らかにしようとしてきた。特に筆者はこうした研究の中で、一般人の感覚を探る前提として、アメリカにおける懲罰的損害賠償制度やその背後にある考え方、不法行為法の目的に関する日米の判例・法制度の状況を調査するなどして、こうした研究に携わってきた。現在もこうしたシナリオ実験を駆使した共同研究は進行中である。

### 4. 信託法

また近年は、英米に特徴的な制度であり、裁判所の後見的な役割が重要とされる信託法に関する研究も行うようになってきている。この分野に関しても、これまでに書評を公表するなどしてきたが（「Restatement of the Law Third, Trusts—Volume 4 (American Law Institute, 2012, 199 pp.)」国家学会雑誌127巻第3・4号291-96頁（2014年））、2017年度・2018年度・2019年度と3年間に渡り、一般社団法人信託協会から「信託研究奨励金」を頂戴し、アメリカのcharitable trustに関する研究を行っている。現在は、公益信託における寄付者（donor）の当事者適格（standing）に関する研究を進めている。

## 5. 高齢者法

さらに近時は、近年注目を集めている「高齢者法 (Elder Law)」分野の研究も行っている。認知症患者の列車事故に対する損害賠償請求訴訟についての最高裁判決を素材に、日本の不法行為法のあり方を論じた英国での発表 (“The Problem of tort principle in aging society: from the development of tort law in Japan” Tokyo-Cambridge Law Seminar, University of Cambridge, UK (2016)) を皮切りとして、高齢者虐待防止法を概説し (「第7章 高齢者と虐待・犯罪」樋口範雄・関ふ佐子編『高齢者法——長寿社会の法の基礎』203-235頁 (東京大学出版会, 2019年)), さらに同法の枠組みをそれが与えるインセンティブの観点から分析して、その実効性に関する批判的な検討を行う論考も公表するに至っている (「An Act Without Power: A Critical Analysis of a Japanese Act on Preventing Elder Abuse」専修法学論集第136号93-108頁 (2019))。

## II. 研究関心の核としての民事司法制度の役割

こうしてこれまでの研究を並べてみると、その分野は大まかに分けても5つの分野にまたがっており、本当にとりとめもなく研究してきたように思えてきた。しかしながら、改めて考えてみると、自分自身ではこれまで一貫した研究関心を持ってこなかったように思っていたけれども、実は一貫した関心があったことに気づいた。それは、「法の実現」、特にそれにおける民事司法制度の役割について、関心を持ってきたということである。民事訴訟手続や懲罰的損害賠償についてはもちろんのこと、司法権の役割も、公益信託制度における裁判所の役割についても、さらには高齢者虐待防止法の分析に関しても、その問題関心は法を如何に実現していくのかであった。つまり、これらの研究は、「法の実現」に焦点を当てるものであり、そこでの民事司法制度の役割に着目するものであったのである。

思えば、学部生の時に大学院に進学しようと思い、さらに専攻分野として「英米法」を選択しようと思ったきっかけには、我が国英米法学の泰斗である田中英夫先生が商法学の竹内昭夫先生とお書きになった『法の実現における私人の役割』 (東京大学出版会, 1987年) との出会いがあった。博士論文のタイトルである「『実体』法の実現における『手続』の役割」も、まさに同書に因んで名付けたものである。『法の実現における私人の役割』との出会いの衝撃が、今も研究の核心に存在し続けている。

## おわりに

このたび、こうして「研究者としての自己紹介」を書く機会をいただき、自分のこれまでの研究を振り返ることができたことは、自分の未熟さに恥ずかしさを覚えるとともに、今後の研究の方向性を考える上で大変有意義な機会であった。これからも幅広い研究関心は維持していきたいと思うが、それでも研究の中心には「法の実現」のあり方やそこでの民事司法制度の役割というものを、より明確に据えていきたい。今後は、単に民事訴訟手続そのものを検討するだけでなく、仲裁など訴訟制度の外にある制度についても念頭に置きながら、幅広い視点で、統治メカニズムにおける法の実現のあり方、そしてそこでの民事司法制度の役割について検討していきたいと考えている。